

平成18年4回三笠市議会定例会

平成18年12月20日（第3日目）

○議事次第（第3号）

- 1 開議宣告
 - 2 議 事
 - 3 閉会宣告
-

○議事日程

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | | 三笠市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 2 | | 議案第71号、議案第73号から議案第78号まで、
議案第80号、議案第85号から議案第87号まで、
議案第89号及び議案第90号について（委報第9号） |
| 日程第 3 | | 議案第69号、議案第70号、議案第72号、議案第79号、
議案第81号から議案第84号まで及び議案第88号について（委報第10号） |
| 日程第 4 | 議案第91号 | 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第92号 | 三笠市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 6 | 議案第93号 | 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 7 | 意見書案第8号 | 北海道三笠高等学校の存続を求める意見書 |
| 日程第 8 | 意見書案第9号 | 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書 |
| 日程第 9 | 意見書案第10号 | リハビリテーションの改善を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第11号 | 日豪FTA交渉等に関する意見書 |
-

○出席議員（13名）

- | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----------|
| 副議長 | 6番 | 田 中 茉莉子 氏 | 2番 | 齊 藤 勲 氏 |
| | 3番 | 齊 藤 且 氏 | 4番 | 佐 藤 孝 治 氏 |
| | 5番 | 儀 惣 淳 一 氏 | 7番 | 藤 浪 成 憲 氏 |
| | 8番 | 高 橋 守 氏 | 10番 | 猿 田 重 夫 氏 |
| | 11番 | 谷 津 邦 夫 氏 | 13番 | 森 田 三 男 氏 |
| | 14番 | 熊 谷 進 氏 | 15番 | 岩 崎 賢 治 氏 |

○欠席議員(1名)

議長 9番 扇谷 知巳 氏

○説明員

市長	小林 和男 氏	助 役	西村 和義 氏
企画総務部長	森原 裕 氏	総務課長	澤上 弘一 氏
総務課主幹	松浦 基晴 氏	財務課長	磯瀬 孝 氏
環境福祉部長	黒田 憲治 氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田 克広 氏
経済建設部長	西城 賢策 氏	建設課長	中沢 敏男 氏
水道課長	作佐部 盛秀 氏	教育委員長	大野 政行 氏
教育長	富樫 繁樹 氏	教育次長	吉田 正幸 氏
学校教育課長	中村 正法 氏	社会教育課長	田中 哲也 氏
病院事務局長	深田 智明 氏	病院管理課長	佐藤 健治 氏
消 防 長	富田 照男 氏	署 長 兼 総務予防課長	辻道 元信 氏
消 防 課 長	石岡 竹志 氏	生活安全センター長	西原 淳志 氏
監 査 委 員	宇野 政美 氏	監査委員事務局長	栗山 俊彰 氏

○出席事務局職員

議会事務局長 本田 稔雄 氏 総務係長 小田 弘幸 氏

◎開 議 宣 告

◎副議長（田中茉莉子氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 三笠市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

◎副議長（田中茉莉子氏） 日程の1 これより、三笠市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本選挙は、委員及び補充員の任期が平成18年12月24日をもって満了することによる後任者の選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

副議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、草野正彦氏、伊藤秀子氏、曾我秀也氏、中村茂俊氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました草野正彦氏、伊藤秀子氏、曾我秀也氏、中村茂俊氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、佐々木正美氏、第2順位、竹本芳弘氏、第3順位、熊谷是氏、第4順位、小寺由彦氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました第1順位、佐々木正美氏、第2順位、竹本芳弘氏、第3順位、熊谷是氏、第4順位、小寺由彦氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時09分

◎副議長(田中茉莉子氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 議案第71号、議案第73号から議案第78号まで、議案第80号、議案第85号から議案第87号まで、議案第89号及び議案第90号について
(委報第9号)

◎副議長(田中茉莉子氏) 日程の2 委報第9号、議案第71号、議案第73号から議案第78号まで、議案第80号、議案第85号から議案第87号まで、議案第89号及び議案第90号についてを一括議題といたします。

本件は、さきの本会議において、民生経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

(民生経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇)

◎民生経済常任委員会委員長(藤浪成憲氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第71号の条例制定1件、議案第73号から議案第78号までの条例改正6件、議案第80号の協議1件、議案第85号から議案第87号まで、議案第89号及び議案第90号の補正予算の5件の計13件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第71号三笠市新産業創造等事業促進条例の制定についての条文も含む主な質疑といたしまして、平成19年3月末まで補助額は、補助対象事業に関する経費の2

分の1以内で、平成19年4月以降は3分の2以内の解釈でよいか。また、申請の限度額というのはあるかとの質疑に対し、平成18年度までは2分の1以内で、平成19年4月以降は3分の2以内である。また、限度額については、三笠発展のために必要なことならば、限度額を設けないという姿勢を示す意味で、限度額は設けていないとの答弁がありました。

発展機構との関係でいけば、各自治体で独自に条例をつくれれば審査は通るという理解でよいか。また、各自治体によって条例が違うと思うが、各自治体の責任に任せているという理解でよいかとの質疑に対し、申請の流れからいくと、事業者から申請が市に上がり、市で一定のチェックをした後、振興センターの中で事業の選考委員会を設けて、それが本当に必要な事業かどうかを審査し、それが合格ということであれば、センターの中で総会にかけて決定し、最終的には知事の許可となる。条例としてはあるが、事業として対象になるかどうかは、あくまでもセンターの選考委員会での一定の判断ということになる。また、他のまちでは条例はまだ作成していないという状況であり、この条例策定時に北海道・振興センターと相談しながら作成している。他のまちも条例を今後作成すると思うが、三笠市を参考にすると思うので、一定の整合性は図られると思うとの答弁がありました。

三笠市がこの条例をつくるということは、全国で初めてということなので、今までの企業誘致とは違い、全国ネットに乗せるような気持ちで取り組んだらどうかとの質疑に対し、新産業の新基金の取り崩しは、市の税収を図る意味では大変よい制度であり、これを利用し民間企業が申請してくれれば、三笠市の安定した財政運営という意味では大いに活用したい。今までは産業開発促進条例等で3,000万円の市の支出があったが、この基金を優先して使うことにより市の財政効果としても、支出が減るのでメリットが生ずる。この10億円を将来の三笠市のために大いに役立てていくために有効活用したい。補助額の3分の2とあるのは、企業が進出に当たり、大きい企業が来れば、1社で終わってしまうこともある。しかし、他の市町村との競争になることがあるので、すべてに3分の2を出すのではなく、相手との交渉経過の中で決めていくということで、あえて以内という表現をした。全国レベルでの活用、有効活用の方法など勉強をしていきたいとの答弁がありました。

基金がなくなった時点で条例は廃止するということだが、見込みはそうかとの質疑に対して、旧基金は18年度から5年間ということを決まっているが、新基金については決まっていないので、三笠市の配分の10億5,000万円を使い切るまでこの条例を残しておきたいとの答弁がありました。

補助金の補助率等各自治体の自由裁量なのかとの質疑に対し、18年度では補助率が2分の1以内、19年度以降であれば3分の2以内という基本的な枠組みは決まっているが、各自治体によって基本的な補助率以内であれば自由裁量となる。また、補助金の支出時期等についても自由裁量となっているとの答弁があり、討論もなく、議案第71号三笠

市新産業創造等事業促進条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定についての条文を含む主な質疑としまして、今回の改正で市内の対象者は何人いるか。また、そのうち負担増となる人は何名か。平成19年度予算で収入見込みはどのくらいかとの質疑に対し、対象者は57名で、負担増になる人は、平成18年度はいないが、平成19年度では41名増となる。また、平成19年度の予算収入見込みは、地域生活支援事業として、全体事業費が436万6,000円と見込んでおり、現在の利用者負担額が19万4,000円から1割負担になることによって42万3,000円になるので、利用者負担として22万9,000円ふえるという予定になる。市の負担としては、国と道の補助率が今まで全体事業の中の2分の1の補助率だったが、19年度以降になると4分の3にふえることと、利用者負担が増になることによって、市の負担が現状より110万円ほど減ることになるとの答弁があり、反対・賛成の討論があり、採決の結果、議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号と議案第76号についてを一括議題として、条文も含む主な質疑といたしまして、養護老人ホーム等設置条例について、平成19年度の利用者の負担増は幾らになるか。また、利用者の1回の利用に当たりどのくらいの負担増になるのか。その場合、予算上収入をどのくらい見込んでいるのかとの質疑に対し、月ではあるが、最高の人で1万6,000円ぐらい負担増の人もあるが、平均でいくと3,600円ぐらいの増になる。歳入部分でいくと、740万円ぐらいの収入増を見込んでいるとの答弁がありました。

デイサービスセンター設置条例について、三楽荘入所者がデイサービスを利用する場合、19年度の収入見込みは幾らか。また、三楽荘入所者が実際に利用する時間というのをどのように見込んでいるかとの質疑に対して、三楽荘入所者については、介護度・要支援度別にそれぞれの単位設置がされている。どの程度使うか試算すると430万円ほどの収入を見込んでいるとの答弁があり、反対・賛成の討論があり、採決の結果、議案第75号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第76号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定についての条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定についての条文を含む主な質疑といたしまして、一般家庭用に二つの容器を用意しているが、選択制となるのか。また木くずについてはよいかどうかとの質疑に対し、容器は世帯の構成

人数により分けるが、実験結果によると4人家族だと1週間で食品残渣の量を測定していくと、10リッター容器で間に合うという結果が出たので、これを基準として考えていきたい。また、木くずについては、住民説明会で、バイオマスというのは、どのようなものが入るかという説明の中で種類として説明をした経過はあるが、今回三笠市で取り組むのは生ごみであり、市民周知もしているとの答弁がありました。

バイオマスに取り組むことによって、振興公社の車の1台減とそれによる人員の削減についてどうなるのかとの質疑に対し、パッカー車は現在予備も含めて3台あるが、1台はかなり老朽化しており廃車にする予定である。残り2台中、1台を予備にして収集をする。人員の関係については、1班3人体制で収集を行っているが、生ごみを分別することにより週1回で収集可能なことから1班体制で間に合うと考えている。3名については、FAリサイクルと調整してこれから結果が出るとの答弁があり、討論もなく、議案第78号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号北海道後期高齢者医療広域連合規約に関する協議についての主な質疑といたしまして、扶養家族であっても75歳以上すべての人が広域連合に統一されるようだが、現時点对象者は何名いるか。また、75歳以上の方は年金から毎月6,200円天引きされるとあるが、国民健康保険との関係はどうなるのか。また、国保料の平均は幾らかとの質疑に対し、75歳以上の方は現在約2,500名いる。75歳になったら国保とは切り離しになるため、ダブルで保険料がかかることはない。試算段階では、一般的な厚生年金受給者で平均208万円、年間保険料が7万4,400円となる。これを国保料に当てはめると約7万8,000円になることから、比較しても差はほとんどないことになる。年金額に応じて7割軽減とか、課税非課税でも額は変わってくるとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議案第86号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議案第87号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議案第89号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）について、議案第90号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）については、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎副議長（田中茉莉子氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第71号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第73号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第74号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第75号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第76号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第77号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第78号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第80号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第85号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第86号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第87号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第89号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎副議長（田中茉莉子氏） 最後に、議案第90号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 質疑ないようですから、議案第71号、議案第73号から議案第78号まで、議案第80号、議案第85号から議案第87号まで、議案第89号及び議案第90号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第71号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第71号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第71号三笠市新産業創造等事業促進条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第73号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

◎15番（岩崎賢治氏） 議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論させていただきます。

障害者が地域で安心して暮らせる社会にという趣旨で成立した障害者自立支援法の施行から半年以上過ぎましたが、サービス利用の原則、1割負担の応益負担の導入などで大幅な利用者負担増やサービス利用の手控え、施設からの退所、施設報酬の激減による小規模作業所の経営存続が危ぶまれるなど、応益負担の撤回、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める声が大きく広がっています。さらに10月からは、新たに補装具障害児施設に応益負担が導入され、地域生活支援事業も始まっていますが、国の補助体制のもとで、サービスの後退や市町村格差の一層の拡大が懸念されております。

こうした中で、今回の一部改正であります。三笠市では57名の対象者のうち41名が負担増となり、利用者は22万9,000円支払わなければなりません。1人平均4,000円で、19年度のその収入見込みは42万3,000円であります。市内で最も支援を要する障害者に対して、法改正とはいえ、これこそ別な方法で助成することが求められているのではないのでしょうか。

以上の立場から、本案に反対するものであります。

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、賛成の議員の発言願います。

齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） 議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論に参加いたします。

このたびの改正は、障害者等がその有する能力、適性に応じ、可能な限り住みなれた地域で自立した日常及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的、効果的に地域生活支援事業として実施するものであり、障害者等の福祉の増進を図るためにこの事業は必要不可欠であります。本条例の一部改正については、このたびの障害者自立支援法の制定により、本年10月から実施の地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付等事業において、一般的な他のサービスとの公平性、平等性を踏まえた利用者負担を1割とするものであり、また他の事業において現行を踏襲しており、低所得者層においても、配慮されている観点から、妥当であるとの認識により、議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については賛成いたします。

◎副議長（田中茉莉子氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第73号についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎副議長（田中茉莉子氏） 賛成多数です。

したがって、議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第74号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第74号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第75号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

◎15番（岩崎賢治氏） 議案第75号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論させていただきます。

身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由並びに養護者の理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護するために三笠市養護老人ホーム及び養護短期入所施設を設置したものであります。

今回の改正は、介護保険を適用させるための改正で、今まで無料だったものが利用者の負担になります。1人3,600円、これを求めるもので、法改正でやむを得ないことかもしれませんが、19年度のこの収入見込みは2,570万円であり、別な方法で援助することが求められているのではないかと思います。

以上の観点から、本案に反対するものであります。

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、賛成の議員の発言願います。

森田議員。

◎13番（森田三男氏） 議案第75号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします

このたびの改正は、平成18年度老人福祉法の改正により、加算制度が廃止になり、介護保険法による介護サービス等を提供することになりました。そのため、介護サービス等の計画策定するものであります。介護保険法に定める事業所の設置並びに事業が多岐にわたることから、設置目的を明確化するものであります。利用負担料金についても、極力抑え、配慮の料金と思われまます。よって、本案に賛成するものであります。

◎副議長（田中茉莉子氏） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第75号についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎副議長(田中茉莉子氏) 賛成多数です。

したがって、議案第75号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

◎15番(岩崎賢治氏) 議案第76号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論させていただきます。

本案は、三笠市の在宅援護老人等の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びにその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために設置した施設であります。三楽荘の入所者も使えるようにする改正であります。1人年5,300円全く新しい支出を伴うものであり、19年度の収入見込みが430万円、法改正によるものとはいえ、こういう方々にこそ優しい援護の手を差し伸べるべきではないでしょうか。

以上の立場から、本案に反対するものであります。

◎副議長(田中茉莉子氏) 次に、賛成の議員の発言願います。

森田議員。

◎13番(森田三男氏) 議案第76号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします

本案件は、法の改正施行によるものであり、条例の改正であります。よって、議案第75号同様、本案に賛成するものであります。

◎副議長(田中茉莉子氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第76号についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎副議長(田中茉莉子氏) 賛成多数です。

したがって、議案第76号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 77 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 77 号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済
常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 78 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 78 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 78 号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定については、
民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 80 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 80 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 80 号北海道後期高齢者医療広域連合規約に関する協議については、民生経済常
任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 85 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 85 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 85 号平成 18 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済
常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 86 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 86 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 86 号平成 18 年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 87 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 87 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 87 号平成 18 年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 89 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 89 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 89 号平成 18 年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 90 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 90 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第 90 号平成 18 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第 3 議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 72 号、議

案第79号、議案第81号から議案第84号まで
及び議案第88号について（委報第10号）

◎副議長（田中茉莉子氏） 日程の3 委報第10号、議案第69号、議案第70号、議案第72号、議案第79号、議案第81号から議案第84号まで及び議案第88号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、総務常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

（総務常任委員会委員長猿田重夫氏 登壇）

◎総務常任委員会委員長（猿田重夫氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第69号の条例制定1件、議案第70号、議案第72号、議案第79号の条例改正3件、議案第81号、議案第82号の協議2件、議案第83号の指定1件、議案第84号及び議案第88号の補正予算2件の計9件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、議案第69号三笠市副市長定数条例の制定について、議案第70号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第72号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第81号空知教育センター組合規約の変更に関する協議について、議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議については、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号指定管理者の指定については、主な質疑として、指定管理者を指定するメリットについて、四つ挙げられているが、予算に反映しているものはあるのかとの質疑に対し、温水プール等の体育振興にかかわる直接的な経費については、現在の経費に諸経費と人件費が加算されるため630万円ほど増となり、職員2名が他係へ活用できるというメリットになる。また、現在いる職員を金額換算して職員費も加えて比較すると、指定管理者で配置される職員とでは、人件費に差が出るので、現状と比較すると906万円の減となるとの答弁がありました。

指定管理者は、長い期間にわたることなのでランニングコストをさらに詰めていく必要がある。業務に見合った市内業者はいないので、非公募であったことも理解するが、永遠にこのままとはならないので、よりよい結果を求めるため、双方の緊張感が必要である。今後の検討材料としてほしいとの質疑に対し、指定管理者全体にわたることであると、市

も業者もメリットが生じることが前提である。市は人員削減に効果、業者は利用者を増やす努力が必要である。施設を管理する上で業者みずからどうするべきかを問われるので、我々は厳しくチェックし、4年後に果たしてこれでいいのか、きっちり答えを出していかなければいけないとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第83号指定管理者の指定については原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、審査の順序としまして、補正予算総括表、歳出各款ごと、歳入全般、予算事項別明細書、継続費、債務負担行為、地方債、補正予算表の順に審査を行いました。

最初の補正予算総括表、歳出各款ごととして、第2款から12款までの総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、職員費及び歳入と継続費については特段の質疑がなく、次に売店棟新設工事設計委託にかかわる債務負担行為についての審査に入り、その主な質疑として、サンファーム敷地内には現在、何件の出店があるか。また、土地使用に係る市との契約はどのようになっているのかとの質疑に対し、現在4件の店舗がある。ワンディ・スパの進出に伴って店舗は移動することになるが、この4件については優先的に新設の売店棟へ入居できるように交渉している。契約については土地の使用に関して交わしており、4件で年間約300万円の使用料収入がある。契約は単年度更新であるとの答弁がありました。

新設するにはそれなりの理由があると思うが、腹案的に充実させる施策など、何か考え方はあるのかとの質疑に対し、道の駅としてかなりの人が往来する場所であり、現在の10数年経過した簡易プレハブでは建物も古く、景観上もいろいろと問題が出ている。また、スパの進出に伴って市道がエリア内を通ることから移設となったことを機に、市が建物を新設し、貸し出すのがベターと思っているとの答弁がありました。

次に、パークゴルフ場建設設計委託及び用地取得に係る債務負担行為についての審査に入り、その主な質疑として、造成費用はおおむねどのくらい見ているのかとの質疑に対し、パークゴルフ場で1億5,000万円、管理棟、休憩施設で3,500万円程度と見込んでいるとの答弁がありました。

公認コースとはどういう基準かとの質疑に対し、国際パークゴルフ協会が認定したコースであり、基準は18ホール以上、距離は18ホールで700メートル以上1,000メートル以内、指導員またはアドバイザー2名以上を配置し、コースにおける指導体制を配備、また附属の各施設を設置するなどであるとの答弁がありました。

公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、考え方を聞かせてほしい。また、ワンディ・スパはゴルフ場建設を歓迎しているようだが、どう協力体制をとっていくのかとの質疑に対し、運営方法は公設公営を考えており、業務委託か将来は指定管理者で運営していきたい。パークゴルフ場と温泉がセットであれば利用者増にかなり期待できる。また、健康管理のためには、単独でパークゴルフ場を設けるよりは、温泉施設と一体的に活用できるような施設の要望がパークゴルフ協会からもあったので今回のような提案に至ったとの

回答がありました。

先般の委員会において、経常費比率を早い段階で90%前半に持っていきたいとの考えが示されたが、平成19年度以降の地方交付税削減は避けられない。歳入増を見込めない中では、いかに経常費を削減していくかがかぎとなるので、公設民営という考えもあってよいのではないかと質疑に対し、管理費については、周辺自治体にも同じような施設があるので、ある程度の予測はつくが、収入は確証を持ってない。近隣を参考に使用料を500円とした場合、収入は1,000万円程度で、管理費とほぼ同額と考えている。客を管内で取り合う格好となるので見通しは何とも言えないが、収支が見合う努力はしなければならないので、二、三年は公設公営でいき、収支をはっきりと確認する必要がある。その上で指定管理者への移行を考えたいとの答弁がありました。

懸念されるのは後年度負担とランニングコスト。北海道では200日の営業が精いっぱいではないか。1日に100人以上の入り込みがなければ収支が合わない計算になる。やはり将来的には公設民営が望ましいと思う。来年の予算提案までにまだ時間があるので、もう少し努力、検討してほしいとの質疑に対し、今の河川敷で約2万人の入り込みがある。近隣では栗山町のパークゴルフ場が3万2,000人、岩見沢市で27ホール2万6,000人、美唄市も3万2,000人の入り込み実績がある。2万人を5月から10月まで週に1回休みを入れて割り返すと1日128人、32組の計算となるが、27ホールで1日32組なら容易に達成できる数値と考えているとの答弁がありました。

次に、地方債、補正予算書については特段の質疑がなく、議案第84号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号平成18年度三笠市育英特別会計補正予算については特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎副議長（田中茉莉子氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第69号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第70号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第72号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第79号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第81号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 次に、議案第82号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 次に、議案第83号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 次に、議案第84号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 最後に、議案第88号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 質疑ないようですから、議案第69号、議案第70号、議案第72号、議案第79号、議案第81号から議案第84号まで及び議案第88号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第69号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第69号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第69号三笠市副市長定数条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第70号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第70号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第70号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第72号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第72号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第72号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第79号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第79号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第79号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第81号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第81号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第81号空知教育センター組合規約の変更に関する協議については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第82号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第82号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第83号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第83号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第 83 号指定管理者の指定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 84 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 84 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第 84 号平成 18 年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 88 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 88 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第 88 号平成 18 年度三笠市育英特別会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第 4 議案第 91 号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎副議長(田中茉莉子氏) 日程の 4 議案第 91 号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第 91 号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第91号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第92号 三笠市議会会議規則の一部を改正
する規則の制定について**

◎副議長（田中茉莉子氏） 日程の5 議案第92号三笠市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第92号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

議案第92号三笠市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第6 議案第93号 議会運営委員会及び各常任委員会
所管事項調査について**

◎議長（田中茉莉子氏） 日程の6 議案第93号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第93号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

議案第93号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 意見書案第8号 北海道三笠高等学校の存続を
求める意見書**

◎副議長(田中茉莉子氏) 日程の7 意見書案第8号北海道三笠高等学校の存続を求める意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか4人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

(11番谷津邦夫氏 登壇)

◎11番(谷津邦夫氏) ただいま上程になりました北海道三笠高等学校の存続を求める意見書について朗読提案を申し上げます。

北海道三笠高等学校は、昭和20年4月、三笠町立北海道三笠工業学校として設立され、当時、採鉱専門の工業学校として、石炭産業界へ優秀な人材を送り出し、日本の産業振興に多大な貢献をいたしました。

その後、昭和24年4月から北海道立に移管され採鉱・土木の2学科となり、さらに昭和26年3月、普通課程を設置し総合制高等学校とし、北海道三笠高等学校に校名を改め、以来有名大学への進学など社会の要望する人材を輩出し、1万5,000人の卒業生が全国で活躍し数々の歴史を刻んできました。

三笠市は、平成14年度から生徒が集まる魅力ある学校づくりに向けてコース制を導入し、生徒の適性に応じて資格取得への検定料の市費による助成支援を行うなど、積極的に高校存続に取り組んできております。

しかし、北海道教育委員会は平成20年度からの「新たな高校教育に関する指針」を決定し、今後1学年3学級以下の高校を順次、再編整備を進めるものであり、三笠高等学校も1学年2学級であり、その対象となると思われます。

三笠高等学校には三笠市在住の生徒が全生徒119人中68人在籍し、統合された場合、岩見沢市、美唄市などに通学を余儀なくされ、生徒の時間的な制約や保護者の経済負担の増加、さらに教職員の家族の方々の流出による人口減が予想され、旧産炭地域である三笠市の自主自立の道に大きな影響を及ぼすと判断し、その再編については到底容認できるものではありません。

三笠市内で唯一の高等教育の場である三笠高等学校は絶対必要であります。

「新たな高校教育に関する指針」による全道一律な統廃合に反対し、空知産炭地再生に向け北海道三笠高等学校の存続を堅持されることを強く要請するとともに、今後の配置計画の校名発表による影響で志願者に不安を与え、志願者数の減少などないよう特段の御配慮をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年12月20日、北海道三笠市議会。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長でございます。

よろしく御採択をお願いいたします。

◎副議長（田中茉莉子氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第8号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第8号北海道三笠高等学校の存続を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

◎日程第8 意見書案第9号 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書

◎副議長（田中茉莉子氏） 日程の8 意見書案第9号「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書を議題とします。

本案については、齋藤且議員ほか3人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、齋藤且議員から提案理由の説明を求めます。

齋藤且議員、登壇説明願います。

（3番齋藤 且氏 登壇）

◎3番（齋藤 且氏） ただいま上程されました意見書案第9号「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書を朗読提案させていただきます。

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法が2年前に施行されました。同法に基づき「日本司法支援センター」が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始しました。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務開始の初日

だけで全国で2,300件もの相談があり、期待のほどがうかがえます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請にこたえる機関です。2005年、2006年に鳥取、茨城県などで4回の施行を実施した結果からは、相談件数が年間100万ないし120万件を予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれます。

よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望いたします。

記。

1、全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。

1、司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。

1、高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談などを実施すること。

1、「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者などに配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。

1、利用者の利便性をかんがみ、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。

1、メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月20日、北海道三笠市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

◎副議長（田中茉莉子氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第9号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第9号「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

◎日程第9 意見書案第10号 リハビリテーションの改善を
求める意見書

◎副議長（田中茉莉子氏） 日程の9 意見書案第10号リハビリテーションの改善を求める意見書を議題とします。

本案については、斎藤勲議員ほか3人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、藤浪議員から提案理由の説明を求めます。

藤浪議員、登壇説明願います。

（7番藤浪成憲氏 登壇）

◎7番（藤浪成憲氏） リハビリテーションの改善を求める意見書について、朗読をもって提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今年4月からの診療報酬改定により、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域などを対象として、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定されました。

また、障害児・者のリハビリでは給付期間が無制限となっていますが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、多くの障害児・者にとっては通所が困難であります。

その結果、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みが取りやめになったり、また脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらず、リハビリの継続が断たれている事例も生まれ、極めて深刻な事態となっております。

こうした動きは、患者・障害者のみならず、病院経営や理学療法士（PT）等の専門職にも大きな影響を与えることが危惧されます。以下より、政府は緊急に対応されるよう要望いたします。

1、リハビリの診療報酬については、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施するよう改善すること。

1、今回の改定により、必要なリハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）等の専門職への調査を実施すること。

1、障害児・者リハビリの提供施設は重症心身障害児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハ、運動器リハ、呼吸器リハ施設にすること。

1、経過措置はQ&Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年12月20日、三笠市議会。

提出先は下記のとおりでございます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

◎副議長（田中茉莉子氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第10号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(田中茉莉子氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第10号リハビリテーションの改善を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

◎日程第10 意見書案第11号 日豪FTA交渉等に関する 意見書

◎副議長(田中茉莉子氏) 日程の10 意見書案第11号日豪FTA交渉等に関する意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか4人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

(8番高橋 守氏 登壇)

◎8番(高橋 守氏) 意見書案第11号日豪FTA交渉等に関する意見書につきましては、朗読をもって御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

日豪政府は昨年11月以降、日豪FTA交渉について、メリット・デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討し、今般、共同研究報告をまとめました。

政府は報告内容を踏まえ、今月中旬に予定されている日豪首脳会談において、交渉入りに合意する見通しとなっておりますが、報告書においては、牛肉、乳製品、小麦、砂糖など重要品目の関税撤廃の回避が担保されておられません。

仮に、交渉の結果、関税が撤廃されることになれば、北海道農業のみならず関連産業や地域社会が壊滅的打撃をこうむるおそれがあります。

つきましては、日豪FTA交渉においては、重要品目を関税撤廃の例外措置とするよう下記のとおり要請いたします。

政府においては、今般、豪州とのFTA(自由貿易協定)を柱としたEPA(経済連携協定)締結交渉入りを事実上決定いたしました。豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が28%と高く、特に米・麦・肉類・乳製品・砂糖等、その多くが北海道の主要農産物と競合しております。

FTAにおいては、すべての分野の関税撤廃が原則であり、豪州においては、これまで

ほとんど例外品目を認めていないため、日豪F T A締結により、関税が撤廃されることが危惧されるとともに、その後の他国への波及も予期され、北海道農業をはじめ地域経済は壊滅的打撃をこうむり、地域社会が崩壊するおそれもあります。

このため、日豪F T A交渉においては、豪州が我が国の重要品目の柔軟性に配慮しない場合は、交渉中断など毅然たる対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年12月20日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

以上、御審議の上、御賛同いただきますことをよろしくお願い申し上げます。

◎副議長（田中茉莉子氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第11号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（田中茉莉子氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第11号日豪F T A交渉等に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

◎市長あいさつ

◎副議長（田中茉莉子氏） この際、市長から発言の申し出がありますので、許可します。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 本日の第4回定例会最終日を持ちまして、平成18年の議会を終えることができました。

この1年間、議員の皆さん、そして市民の皆さん方の御支援、御協力をいただきまして円滑な行政推進ができたこと、心から厚く感謝申し上げますと同時にお礼を申し上げたいと思います。

さて、18年も余すところわずかになりましたが、振り返ってみますと、ことしは漢字一文字であらわした場合は、命という字が平成18年を象徴する文字として選ばれました。振り返ってみますと、まず皇室で41年ぶりに男児が御誕生され、秋篠宮悠仁様と命名さ

れました。新しい命の誕生という本当に喜ばしい出来事でありましたが、反面、いじめや自殺、虐待、飲酒運転事故などによる痛ましい事件が相次ぎ、たった一つしかない命の重み、とうとさを改めて痛感された年でもありました。

私たちは、改めてこの命という言葉を通して、人間としての生き方あるいは日本人としての道徳観がどうであるのかということを考えさせられたこの1年間でもありました。

さて、三笠のこの1年間の大きな出来事について振り返ってみますと、私自身何といても初めての体験でありました弥生桜木町裏での市有林での林野火災でありました。幸いにも市内はもちろんのこと、空知支庁、札幌市、北海道、そして自衛隊の皆さん方の絶大なる御支援、そして市民の関係者の御努力によって延焼を食いとめ、最小限の範囲で消火することができました。これがもし強風下の気象状況であったらと思うと、背筋が凍る思いでもありました。

また、夕張市の財政再建団体申請に端を発して、空知産炭地域5市1町の発展基金からの借入金問題が生じました。私どもは適切な借入れと認識しておりましたが、総務省からは不適切な借入れと指摘され、速やかな一括返還を求められましたが、11億円という大変な金額でございまして、これもこれまで長い間市民や議員の皆さん方の協力と職員 노력によって行財政改革を断行してきたことによって、財政的に大きな問題が生ずることなく、大金ではありましたが、返済することができました。改めて、市民の皆さんや議員各位、職員に感謝申し上げる次第であります。

今、地方自治体は大きな転換期を迎えております。三位一体改革や地方交付税の削減など、非常に厳しい環境になっており、大変な時期を迎えた中でのことしの幕切れとなりますが、これからは地方の時代、いかに個性的な自治体運営をするかに私はかかっているのではないかと考えております。そのため従来の慣習にとらわれることなく、すぎとまされた感覚と新しい発想に裏打ちされた英知を融合させ、だれもが住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、一生懸命行政のかじ取りを行ってまいりたいと、改めて決意をするところでございます。

明年は、皆さん方も同様に統一地方選挙の年でございます。これから年末年始、何かと御多忙と思いますが、どうかひとつ健康だけには留意されまして、家族ともどもおそろいで新しい年を迎えていただきたいと念じております。

そして、来るべき平成19年が皆様方にとりまして、よりよい年でありますことを心から御祈念申し上げますとともに、この1年間の御支援に対し、心からお礼を申し上げ、本年最後の本会議場での私のごあいさつにかえさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

◎副議長あいさつ

◎副議長（田中茉莉子氏） 私からも一言、ほんの短い時間ですけれども。

皆様の御協力によりまして、つつがなく全議案を終了することができました。厚くお礼申し上げます。

今、市長からもお話ありましたように、皆さん御家族おそろいでよい年を迎えられますように、私からお祈りしております。

きょうは本当にありがとうございました。（拍手）

◎閉 会 宣 告

◎副議長（田中茉莉子氏） 以上をもちまして、平成18年第4回定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員